

令和8年度

第1回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事会議事録

(決議の省略開催)

令和8年度第1回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事会議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

議案第1号 令和8年度第1回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集（決議の省略による開催）について

〈提出理由〉

評議員会の開催について、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第13条、第14条及び第16条第4項の規定に基づき、評議員会の決議の省略による開催（書面決議）をお願いするもの。

開催日時 令和8年5月1日（金）から令和8年5月22日（金）【書面決議の期間】

開催場所 定款第16条第4項の規定による決議の省略による開催（書面決議）のため、特定の会場は設けない

議事内容 議案第1号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事の選任について

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者

会長 萱野 晃

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

令和8年4月24日（金）

4. 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

会長 萱野 晃

5. 理事総数（現員数8名）の同意書及び監事2名の承認書

別添のとおり

令和8年4月13日、会長 萱野 晃が理事の全員及び監事に対して、理事会の決議の目的である事項について上記の内容の議案書を発し、当該提案について令和8年4月24日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を得、また監事の全員から書面により承認の意思表示を得たので、社会福祉法第45条の14第9項において準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条に基づく決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本事項の提案者は、次に署名する。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会

会 長

㊟